

臨時福祉給付金の支給手続きのご案内

消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々への影響を緩和するために、平成27年度も臨時的な措置として「臨時福祉給付金」を支給します。

基準日、平成27年1月1日に八雲町に住民登録がある方が対象となります。

【申請受付期間】

原則3か月間
(9月28日(月)～12月28日(月))

【申請方法】

① 郵送での申請…申請書等の送付の際に返信用封筒を同封しています。

② 窓口での申請…

役場住民生活課(窓口5番)、落部支所、熊石総合支所住民サービス課、熊石相沼泊川出張所

※窓口の混雑が予想され、待ち時間がかかることもありますので、郵送での申請にご協力ください。

【提出書類】

① 申請書(必要事項を記入し、押印または署名してください)

② 本人確認の書類(運転免許証や健康保険証等の写し、支給対象者全員の分が必要)
③ 受け取り口座が確認できる書類(通帳やキャッシュカードの写し)

※平成26年度の受け取り口座と同じ口座を希望する場合は省略できます。

【支給方法】

支給要件を満たした方は、決定通知書により指定口座へ振り込みます。口座のない方は現金により支給します。

(申請後、概ね1ヶ月後に振込・支給となります)

【その他】

・代理による申請など、詳しいことは町から送付する申請書に同封の「おしらせ書類」により、ご確認ください。

・基準日において、八雲町以外に住民登録をされていた方は、基準日に住民登録のあった市町村へお問い合わせください。

★ 給付をよそおった「振り込み詐欺」や「個人情報報の不正取得」にご注意ください。

★ 町や国の職員などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることや、手数料の振込を求めること等は絶対にありません。

【問い合わせ先】

住民生活課社会係

交通事故などが原因で病院にかかるときは 三者について 第1行

交通事故や傷害事件など他人(第三者)の行為によつてケガをした場合でも、国保・後期高齢者医療の保険証を使って病院にかかることができます。交通事故等にあつたら、小さな事でも必ず、警察に届け出ると同時に、国保担当にも連絡をしてください。単独の交通事故など相手のいないケガの場合も同様です。

また、事故の際、相手の身元を確認しないと、後から思わぬ後遺症や障がいが発生しても損害賠償の請求ができない場合があります。必ず、身元の確認をするようにしてください。

【医療費は相手が負担】

交通事故など他人の行為によりケガをした場合、その医療費は、自分に過失のない限り、原則、相手が全額負担することとなります(実際には相手の加入している損害保険会社)。そのため、国保が保険給付した費用を加害者に対して請求する際に「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、速やかに提出をお願いします。

また、交通事故でも仕事中のケガ(通勤途中を含む)の場合には、労災保険が適用されることとなり、保険証は使用できません。この場合は、職場の担当者へ連絡し、指示に従って病院にかかってください。

【注意！示談は慎重に】

示談をするということは、相手に対して、今後、一切の損害賠償請求権を放棄するということです。示談をしてしまったら、その後に当該事故による治療を受けた場合については、国保・後期高齢者医療の保険給付額(7割)は、相手ではなく、本人に請求されることとなりますので、ご注意ください。示談を結ぶ前には、一度、国保担当へご相談ください。

【連絡・問い合わせ先】

・住民生活課国民健康保険係(窓口4番)
・熊石総合支所住民サービス課